

契約名称	
受注者	
契約締結日	年 月 日

この契約は、花巻市公契約条例(平成29年花巻市条例第25号)に規定する特定公契約に該当します。

受注者は特定受注者として、当該契約に係る業務に従事する労働者について次の事項を遵守しなければなりません。

【法令遵守事項】

- 法定の最低賃金額以上の賃金を支払うこと。
岩手県の最低賃金：790円（令和元年10月4日発効）
- 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入させること。
- 労災保険に加入すること。

花巻市公契約条例に関するお問合せは花巻市役所契約管財課まで、労働問題に関する御相談は、花巻労働基準監督署内の総合労働相談コーナーにお申し出ください。

花巻市 財務部 契約管財課 契約検査係	〒025-8601 花巻市花城町 9-30 電話：0198-24-2111(内線 232.431) FAX：0198-24-0259
花巻労働基準監督署 花巻総合労働相談 コーナー	〒025-0091 花巻市城内 9-27 花巻合同庁舎 2階 電話：0198-23-5231 FAX：0198-23-5233